

新型コロナウイルス関連情報（6月19日）

（注）新型コロナウイルス感染症関連情報に関する領事メールについては、クオモ NY 州知事のデイリー・ブリーフィングも本19日をもって一旦停止されたことも踏まえ、今後は原則として週2回程度を目処として当館管轄地域の関連情報をとりまとめて発出し、皆様のお役に立てたいと考えておりますので、何卒御理解を頂ければ幸いです。

【FRBによる中堅・中小企業向け融資プログラム】

米連邦準備制度理事会（FRB）は、中堅・中小企業向けの「メインストリート融資プログラム」について、企業に融資を行う貸主の登録受付を開始しました。この登録が完了すれば、企業からの融資申請が可能となります。融資プログラムは3つの枠組みに分かれており、従業員1万5千人以下または2019年の年間売上高が50億ドル以下の企業を対象に、一社あたり25万～3億ドルの融資を受けることが可能となります。返済期限は5年となっています（元本は2年間、利息は1年間返済を繰り延べることが可能）。なお、FRBは融資を希望する場合、詳細について金融機関に直接確認するよう求めています。

制度概要、申請方法、各種手続きに関する情報は下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.federalreserve.gov/monetarypolicy/mainstreetlending.htm>

<https://www.bostonfed.org/supervision-and-regulation/supervision/special-facilities/main-street-lending-program/information-for-lenders/docs.aspx>

【州政府等による措置等のポイント】

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

◎（NY州）クオモ知事のメッセージ（6月19日）

－ NY州で最初の感染者が発生してから111日目となった本日、毎日の記者会見を終了する。視聴者から、会見が終了することで日々の情報を得られなくなると心配する声も上がったが、私はどこにもいかず、引き続き知事としての役割を全うするので安心してほしい。これからも感染率を監視し、感染を追跡し、第二波を警戒する。状況が改善して毎日会見をする必要がなくなっただけであって、これは良いことである。会見の必要がない日が続くことを願う。

－ 発生当初から事実とデータに基づく発信を心掛けてきた。私の要請に応じて行動を変えてくれた州民の多大なる協力によって、私たちは新型コロナウイルスに打ち克ち、不可能を可能としてきた。その結果感染率は低下し、専門家の分析も踏まえ、6月22日（月）にNY市は再開の第2段階へと移行し、他の地域も再開を続ける。州民一人一人の今までの協力を心から感謝する。

◎ (NY 州) デブラシオ市長のメッセージ (6月19日)

- 来年から6月19日(解放の日)を市と公立学校の祝日とするために関係者と連携する。
- 人種差別を解消するため、市民の声を集められるプラットフォームを立ち上げ、今後の政策に反映する。

◎ (NJ 州) マーフィー知事のメッセージ (6月19日)

- 6月21日(父の日)より、介護施設などに入居する家族等への訪問が許可される。しかし、面会は屋外の指定された場所でのみ、6フィートの間隔を保つ、マスク等の着用義務などが定められる。訪問する前に施設に詳細等について問い合わせ、確認してほしい。
- 6月22日より、理髪店、ネイルサロン、マッサージなどのパーソナルケアの再開が許可される。経済活動を再開するが、マスク等を身につけるなど、感染拡大防止の取組を忘れないでほしい。

◎ (PA 州) ウォルフ知事のメッセージ (6月19日)

- 6月26日(金)、バークス郡、バックス郡、チェスター郡、デラウェア郡、エリー郡、ラッカワナ郡、ランカスター郡、リーハイ郡、モンゴメリー郡、ノーサンプトン郡、フィラデルフィア郡(フィラデルフィア市)、サスケハナ郡の12郡について経済活動再開プロセス上のYellowからGreenフェーズに移行する予定である。ただし、フィラデルフィア市については、市政府が7月3日(金)まで一部の制限を継続するとしている(昨18日の領事メールをご参照ください)。

これで、レバノン郡を除く全ての郡がGreenフェーズに移行することとなる。レバノン郡では感染者数が増加傾向にあり、当面Greenフェーズへの移行することは難しい。

- ・詳細については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/gov-wolf-12-more-counties-to-go-green-on-june-26/>

- (昨6月18日付)6月12日に発表済みの8郡(ドーフィン郡、フランクリン郡、ハンティンドン郡、ルザーン郡、モンロー郡、ペリー郡、パイク郡、スクーカル郡)について本19日午前0時1分に経済活動再開のプロセス上のYellowからGreenフェーズに移行する旨の行政命令を発出した。

- ・詳細については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/reopening-phase-orders-updated-to-include-8-additional-counties-moving-to-green-on-june-19/>

◎ (WV 州) ジャスティス知事のメッセージ (6月19日)

- 本日までにWV州の累積感染率は1.67%まで低下しており、また、6月12日以降新

たな死者は発生していないことはとても良いことである。

- 週明けの6月22日月曜日から、経済再開第9週目となり、対象となる事業の再開を許可する行政命令に本日署名した。これには、州内の高校の卒業式開催を許可する行政命令も含まれている。
- これまでマスクの着用を度々要請しているが、グリーンブレア郡で2カ所目の教会に関連する感染者が発生している。また、これまで6つの郡で6カ所の教会に関連する感染者が発生している。オハイオ郡は5人、ブーム郡は8人の新たな陽性者が確認されている。グリーンブレア郡では34人の陽性者が判明し、このうち2人が入院した。
- こうした教会での感染者が発生していることを踏まえ、State Fairの理事会で今年のフェア開催をキャンセルする決定がなされたことに、理解を示したい。
- オレゴン州の教会では236人の集団感染が発生したように、WV州でも集団感染のリスクは無くなったわけではなく、ガイドラインに沿ってマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンスを守ってほしい。また、感染拡大地域を訪れたあとは検査を受け、14日間の自主隔離を励行してほしい。

◎ (DE州) 経済再開第二段階の更なるステップについて (6月19日)

- ・カーニー知事は、6月15日から開始された経済再開の第二段階に関し、次の追加的措置を講じる旨発表しました。
- スポーツ (6月20日午前8時より)
 - ・青少年、成人、子供向けのスポーツについては、プレーヤー、スタッフ、コーチ、観客等が距離措置をとる限り再開可。
 - ・トーナメント試合も州保健省の事前承認を得れば開催可。但し、フットボール、レスリング、ラグビー及びホッケー等のハイリスクのスポーツはトーナメント試合開催不可。野球は野外であればトーナメント試合開催可。
- パーソナル・ケア・サービス (6月22日午前8時より)
 - ・理髪店、ヘアサロン、日焼けサロン、タトゥーショップ、マッサージ、ネイルケア、眉ケア、スパ等のパーソナル・ケア・サービス業について、これまで人数制限を収容率30%としていたものを収容率60%まで拡大。
- 公園・レクリエーション施設 (6月22日午前8時より)
 - ・公園、動物園、ミニチュアゴルフ、テニス場、バッティングセンター等は再開可。
- 屋内子供向け施設 (6月22日午前8時より)
 - ・屋内プレイグラウンド、トランポリン場、子供博物館等の屋内子供向け施設は、収容率30%以下であれば再開可。再開計画を州当局に提出する必要あり。

【感染者数等に関する情報】

6月19日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下

のとおりです。(カッコ内は前日の数)

○ニューヨーク州：感染者数 386,556名(385,760名), 死者数 24,686名(24,661名)

・感染者数内訳(主なエリア)

ニューヨーク市：感染者数 211,670名(211,260名), 死者数 15,580名(15,567名)

NY市の内訳

クイーンズ区： 64,380名(64,268名)

ブルックリン区： 58,634名(58,502名)

ブロンクス区： 46,915名(46,830名)

マンハッタン区： 27,824名(27,760名)

スタテン島区： 13,917名(13,900名)

ナッソー郡： 41,387名(41,349名), 死者数 2,680名(2,677名)

サフォーク郡： 40,864名(40,810名), 死者数 2,011名(2,010名)

ウエストチェスター郡： 34,455名(34,409名), 死者数 1,524名(1,542名)

ロックランド郡： 13,486名(13,474名), 死者数 469名(469名)

○ニュージャージー州：感染者数 168,496名(168,107名), 死者数 12,835名(12,800名)

○ペンシルベニア州：感染者数 80,762名(80,236名), 死者数 6,399名(6,361名)

○デラウェア州：感染者数 10,611名(10,499名), 死者数 433名(431名)

○ウエストバージニア州：感染者数 2,435名(2,400名), 死者数 88名(88名)

○コネチカット州フェアフィールド郡：感染者数 16,425名(16,398名), 死者数 1,355名(1,352名)

○プエルトリコ：感染者数 6,195名(6,111名), 死者数 147名(147名)

○バージン諸島：感染者数 74名(73名), 死者数 6名(6名)

【ビジネス関連情報】

◎各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

【メンタルヘルスネットワークによる心のケア相談窓口】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自宅待機や休校の長期化に伴い、不安、鬱、家庭内暴力、アルコール使用等の増加が予測されることを踏まえ、5月にJAMSNETサブグループのメンタルヘルスネットワークの有志を中心に、JASSI（日米ソーシャルサービス）及びWOMANKINDが連携し、大人一般のメンタルヘルス、子供及びドメスティック・バイオレンスに関する電話及びメールでの相談窓口を開設し対応を行っていますのでお知らせします。詳細は以下のサイトをご覧ください。

<https://jamsnet.org/mental-care-during-pademic>

【領事窓口業務の一時的変更及び予約制の導入のお知らせ】

◎当館は以下のとおり領事窓口時間を変更するとともに、予約制を導入しています。ご来館予定の方におかれては、事前の予約をお願い申し上げます。また、当館にご来館される際にはマスクの着用をお願いします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

09：30～13：00

（ビザ（査証）申請受付：12：00～13：00）

3 予約方法・電話番号

以下の予約専用電話番号にお電話の上、予約をお願いします。なお、電子メール等による予約は受け付けておりません。

予約専用電話番号：（212）371-8222 内線486 （代表電話につながり次第内線486を押してください。）

予約受付時間： 月曜日～金曜日の09：30～16：00（除、休館日）

注：4週間分の予約を受け付けております。

現在、予約受付については午前中にお電話が集中し、午後は比較的少ない傾向にあります。また、予約電話で対応中は、お電話をいただいても呼び出し音が鳴り続ける状態となるため、このような場合には時間を改めておかけ直しいただきますようお願いいたします。詳細は以下リンク先をご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/1/01.html>

◎当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いします。(電話：212-371-8222)

【医療関係情報】

◎CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱，咳，息切れ」を挙げています。これらの症状があり，感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で，医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

■ 本お知らせは，安全対策に関する情報を含むため，在留届への電子アドレス登録者，「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者，外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては，配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは，ご本人にとどまらず，家族内，組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いたします。

■ 在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。
緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。
以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館
[299 Park Avenue](http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/), 18th Floor, New York, NY 10171
TEL: (212)-371-8222
HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>
facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
